

令和5年2月定例会

松塩筑木曾老人福祉施設組合議会会議録

松塩筑木曾老人福祉施設組合議会

令和5年2月松塩筑木曽老人 福祉施設組合議会定例会会議録

令和5年2月松塩筑木曽老人福祉施設組合議会定例会が
2月13日午後1時30分塩尻総合文化センター 講堂に
招集された。

令和5年2月13日（月曜日）

議 事 日 程

令和5年2月13日午後1時30分開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 提出議案の説明

- 議案第1号 松塩筑木曽老人福祉施設組合情報公開条例の一部を改正する条例
- 第2号 松塩筑木曽老人福祉施設組合個人情報の保護に関する法律施行条例
- 第3号 松塩筑木曽老人福祉施設組合職員の再任用に関する条例を廃止する条例
- 第4号 松塩筑木曽老人福祉施設組合の定年等に関する条例の全部を改正する
条例
- 第5号 松塩筑木曽老人福祉施設組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を
改正する条例
- 第6号 松塩筑木曽老人福祉施設組合長期継続契約とする契約を定める条例の
一部を改正する条例
- 第7号 財産の無償貸付について
- 第8号 令和5年度松塩筑木曽老人福祉施設組合一般会計予算
- 第9号 令和4年度松塩筑木曽老人福祉施設組合一般会計補正予算（第2号）

第4 報告案件の説明

管理者の専決処分事項の指定に係る報告について

○出席議員（24名）

1番	上 條 一 正 君	2番	塩 原 孝 子 君
3番	古 沢 明 子 君	4番	吉 村 幸 代 君
5番	今井 ゆうすけ 君	6番	上 條 美智子 君
7番	田 口 輝 子 君	8番	中 島 昌 子 君
9番	太 田 更 三 君	10番	峯 村 賢 治 君
11番	字 引 文 威 君	12番	百 瀬 章 君
13番	高 橋 廣 美 君	14番	待 井 安 登 君
15番	森 茂 雄 君	16番	伊 藤 寿 子 君
17番	下 島 里 美 君	18番	大久保 繁 子 君
19番	倉 橋 孝四郎 君	20番	勝 野 清 子 君
21番	松 枝 功 君	22番	牧 野 直 樹 君
23番	青 柳 充 茂 君	24番	小 澤 彰 一 君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

管 理 者	百 瀬 敬 君	副 管 理 者	臥 雲 義 尚 君
		代 理	嵯 峨 宏 一 君
副 管 理 者	藤 澤 泰 彦 君	副 管 理 者	貴 舟 豊 君
副 管 理 者	石 坂 健 一 君	理 事	塚 原 勝 幸 君
理 事	本 庄 利 昭 君	理 事	小 林 弘 幸 君
理 事	太 田 守 彦 君	理 事	大 屋 誠 君
理 事	向 井 裕 明 君	理 事	原 久 仁 男 君
理 事	奥 原 秀 一 君	理 事	越 原 道 廣 君
理 事	太 田 寛 君		
代 理	鳥 羽 登 君		
常 任 参 事	百 瀬 公 章 君	参 事	平 林 恭 子 君
参 事	藤 澤 正 司 君	参 事	外 戸 賢 二 君

○事務局職員出席者

事務局局長兼総務課長	小林	明	君			
会計管理者兼会計課長	徳	武	勝	君	施設再構築担当参事兼管理課長 磯村政範君	
北部エリアマネージャー	深	澤	博	君	中部エリアマネージャー 鈴木よし子君	
南部エリアマネージャー	楯	原	洋	治	君	管理課指導幹総合相談担当係長 荒川美江子君
管理課課長補佐兼管理係長	三	澤	美	裕	君	総務課企画財政係長兼会計担当課長心得 中野雅年君
会計課出納係長兼総務課企画財政担当係長	松	澤	千	恵	君	総務課庶務係長 高谷和則君

○本日の会議に付した事件

議事日程（第1号）記載事件のとおり

午後 1時30分 開会

○議長（牧野直樹君） 皆様、本日は大変御苦勞さまで。これより、令和5年松塩筑木曾老人福祉施設組合議会2月定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は24名で定足数を超過しておりますので、直ちに会議を開きます。

それではお手元の議事日程により議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（牧野直樹君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則の定めるところにより、6番、上條美智子さん、10番、峯村賢治さんを会議録署名議員に指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（牧野直樹君） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。23番、青柳充茂さん。

○議会運営委員会委員長（青柳充茂君） 御指名がございましたので、組合議会2月定例会の議会運営につきまして、議会運営委員会の報告を申し上げます。1月25日付松塩筑

木曾老人福祉施設組合告示第1号により、2月定例会が本日2月13日に招集されることが告示されました。よって、2月3日に議会運営委員会を開催し、本定例会の会期及び審議日程について協議をいたしました。本定例会に管理者から提案されました議案は、条例案件6件、事件案件1件、予算案件2件と報告案件であります。したがって、会期は2月13日の1日間とし、議事運営をしてまいることに決定いたしました。以上、申し上げます。議会運営委員会の報告といたします。

○議長（牧野直樹君） お諮りいたします。本定例会の会期及び議事運営については、議会運営委員会委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野直樹君） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日間として、議事運営をしてまいることに決定いたします。

日程第3 提出議案の説明

○議長（牧野直樹君） 日程第3 提出議案に対する説明を求めるといたします。

議案第1号から第9号までの9件を一括して議題といたします。件名につきましては、お配りしてあります議事日程に記載してあるとおりであります。

管理者から提案理由の総括説明を求めます。百瀬管理者。

○管理者（百瀬敬君） 本日、ここに松塩筑木曾老人福祉施設組合令和5年2月定例会を招集しましたところ、議員の皆様には何かと御多用の中、また、遠方より御参集賜り、厚く御礼申し上げます。また、日頃より本組合の運営につきまして、御支援、御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

初めに、昨年11月14日に、塩尻市副市長に石坂健一が就任いたしました。本組合では副管理者の任に就きますので、後ほど御挨拶を申し上げます。

次に、感染症の状況について現状を御説明申し上げます。新型コロナウイルス第8波の収束が見えない中、本組合では、昨年11月以降、複数の施設でクラスターが発生し、サービスを調整しながら、感染拡大防止に懸命に努めてまいりました。1月中旬以降、落ち着きを取り戻していますが、3年ぶりの季節性インフルエンザの流行期とも重なり、予断を許さない状況が続いております。

次に、本組合の経営状況等ではありますが、介護職員不足と併せ、高齢者数の減少により、一部の施設においては施設定員の削減に着手しております。また、施設の老朽化も年々深刻

度を増しており、本組合事業の根幹を脅かす問題は、ソフト面、ハード面の双方から厳しい状況にあることは、ここ数年来、御案内しているとおりでございます。

そのような中でありますが、本組合といたしましては、組合経営指針2025に基づき、デイサービス事業の休止やエリアマネージャー制の導入など、抜本的な経営改革に着手してまいりました。少子高齢化社会が深刻化する中、持続可能な組合経営体制と地域の実情に即したセーフティネットの構築を目指し、中長期的な体制の強化に引き続き努めてまいります。

それでは、本日の主要議題であります令和5年度の予算編成の基本的な考え方について申し上げます。令和4年度に引き続き、組合の基本方針であります、信頼されるサービスの提供、将来の介護不安に応えられる組合経営、大きく変化する地域社会への貢献、この3つを柱とし、予算措置をいたしました。

予算規模は、歳入歳出ともに42億1,000万円で、前年度対比7,000万円、1.6%の減であります。

歳入につきましては、見込利用率は減少していますが、昨年10月から追加されましたベースアップ等支援加算の影響などもあり、サービス収入全体の予算額は前年度を上回っております。

歳出につきましては、介護サービスの充実と質の向上に努めるとともに、第五次基本計画の実現のため、介護リフトの更新や電動低床ベッド、特殊車椅子の導入、エアコン設備改修など、快適な環境づくりを進めてまいります。物件費では、利用者の高齢化、重度化が進み、また、電気料金高騰の影響を受ける中、サービス低下を招かないことを大前提として、事務事業に対する費用対効果の検証や、物資の共同購入等による経費削減に努めるなど、歳出の抑制を図り、財政調整基金の繰入れをしない予算編成としております。

以上、要点のみ申し上げますが、各議案の説明につきましては副管理者から申し上げますので、よろしく御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。私からは以上でございます。

○議長（牧野直樹君） 次に、各議案についての説明を求めます。石坂副管理者。

○副管理者（石坂健一君） 先ほど、管理者の百瀬塩尻市長から御紹介を賜りました、塩尻市副市長の石坂健一でございます。本組合の円滑な運営と管理に精一杯尽力してまいります。どうぞ皆様、引き続きのお力添えのほど、よろしくお願いいたします。

それでは、御指名をいただきましたので、本議会に提案をいたしました各議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。議案等は、条例案件6件、事件案件1件、予算案件2件及び報告案件であります。なお、各議案の内容につきましては、後ほど議案関連資料と併せて御説明いたしますので簡潔に申し上げます。

議案第1号 松塩筑木曾老人福祉施設組合情報公開条例の一部を改正する条例でございます。この案件は、塩尻市情報公開条例の一部が令和5年4月1日に改正されることに伴い、必要な改正をするものでございます。

議案第2号 松塩筑木曾老人福祉施設組合個人情報の保護に関する法律施行条例でございます。この案件は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の公布により一部改正される個人情報の保護に関する法律が令和5年4月1日から施行されることに伴い、新たに条例を制定するものです。

議案第3号 松塩筑木曾老人福祉施設組合職員の再任用に関する条例を廃止する条例、議案第4号 松塩筑木曾老人福祉施設組合の定年等に関する条例の全部を改正する条例、議案第5号 松塩筑木曾老人福祉施設組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。これらの案件は、地方公務員法の一部を改正する法律が令和5年4月1日から施行されることに伴い、条例を改正するものです。

議案第6号 松塩筑木曾老人福祉施設組合長期継続契約とする契約を定める条例の一部を改正する条例でございます。この案件は、長期継続契約の契約範囲の見直しに伴い、必要な改正をするものでございます。

議案第7号 財産の無償貸与について。この案件は、通所介護施設旧ききょうの郷の建物を無償で貸し付けることについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第8号 令和5年度松塩筑木曾老人福祉施設組合一般会計予算でございます。この案件は、予算規模は歳入歳出ともに42億1,000万円とするもので、前年度対比7,000万円、1.6%の減額となるものです。

議案第9号 令和4年度松塩筑木曾老人福祉施設組合一般会計補正予算（第2号）でございます。この案件は、施設見込利用者数の見直し等に伴うサービス収入、人件費の再算定及び基金積立率の変更に伴う経費のほか、施設の維持管理運営上、緊急を要する必要な経費について補正予算を編成したものです。歳入歳出ともに500万円を追加し、予算総額を43億9,500万円とするものです。

報告案件、管理者の専決処分事項の指定に係る報告についてです。この報告案件は、施設内で起きた介護事故等7件の損害賠償の額の決定について専決処分したものを報告するものです。

以上が、各議案等の概要でございます。細部につきましては、事務局から説明をさせていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。私からは以上です。
○議長（牧野直樹君） 議案第1号、第2号については関連しておりますので、一括議題と

いたします。

事務局からの説明を求めます。小林事務局長。

○事務局長（小林明君） 事務局長の小林と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第1号、第2号の説明をさせていただきます。議案関係資料を御覧いただきたいと思います。おめくりいただきました1ページをお願いいたします。議案第1号、第2号は関連がございますので、一括して説明をさせていただきます。

議案第1号 松塩筑木曾老人福祉施設組合情報公開条例の一部を改正する条例について。

1、提案理由ですが、本組合が準用する塩尻市情報公開条例の一部が令和5年4月1日に改正されることに伴い、必要な改正をするものでございます。

2、概要ですが、用語の整理をするものなどでございます。

3、条例の新旧対照表ですが、2ページを御覧ください。第2条の改正につきましては、用語の定義について、個人情報保護法と整合を図るため、規定を整理するものでございます。第3条の改正につきましては、塩尻市の条例改正による条ずれが生じたため規定を整理し、併せて、もともと塩尻市の条例に、「市内」あるいは「塩尻市」の記載がなく、不要な読替え部分を削除するものでございます。いずれの改正も法に合わせて規定の整理を行うものであり、対象となる情報や非公開情報の範囲が変更となるものではございません。

4、条例の施行等につきましては、令和5年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。議案第2号 松塩筑木曾老人福祉施設組合個人情報の保護に関する法律施行条例について。1の提案理由ですが、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の公布により一部改正される個人情報の保護に関する法律が令和5年4月1日から施行されることに伴い、新たに条例を制定するものでございます。

今回の法改正の趣旨は、個人情報に関する3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても、統合後の法律において、全国的な共通ルールを規定するものでございます。現在、地方公共団体の個人情報保護制度は、各自治体の条例に基づいて運用されておりますが、個人情報の範囲や保護水準のレベル、手続などがバラバラであるといった課題があり、今回の法改正により、その解消が図られることとなります。法改正後は、地方公共団体の条例については原則廃止、または大きな改正が必要となり、法律から委任された事項及び法の趣旨に反しない範囲で許容される事項のみを規定することとなりますので、本組合では、現行の条例を廃止し、新たに法施行条例を制定するものです。

2の概要としましては、(1)として、条例個人情報ファイル簿の作成義務、開示請求に係る手数料の額、開示決定の期限等について、塩尻市個人情報の保護に関する法律施行条例

の規定を準用することとするもの。(2)として、松塩筑木曾老人福祉施設組合個人情報保護条例を廃止するものでございます。併せて、塩尻市個人情報保護条例では、廃止に伴った経過措置を設けていることから、廃止前の松塩筑木曾老人福祉施設組合個人情報保護条例に基づく秘密保持義務については、条例の廃止後も継続するものとし、条例の廃止後にした違反行為についても、従前のおり、罰則を適用する旨を定めるものでございます。

松塩筑木曾老人福祉施設組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正につきましては、5ページの新旧対照表を御覧ください。引用する条例の規定を法の規定に改めるものでございます。

条例の施行等は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

議案第1号、第2号の説明につきましては以上です。よろしくお願いいたします。

○議長(牧野直樹君) 議案第1号、第2号について質疑を行います。議案第2号について発言の通告がありますので、発言を許します。

なお、通告の中で塩尻市の関連条例の提供を求めていますので、それを許可し、参考資料として、本日、皆様の机の上に配付してあります。

2番、塩原孝子さん。

○2番(塩原孝子君) 2番、塩原孝子です。よろしくお願いいたします。

議案第2号についての質問なのですが、全国の各自治体が国の個人情報保護法に一元化するとして、松本市も個人情報保護条例を全部改正するということが議会で諮られたところです。今回、塩尻市の個人情報保護条例の規定を準用ということが書いてあったのですから、塩尻市の個人情報保護条例がどんなものなのかを資料として出していただいたところです。

松本市の条例ですと、松本市が持っている様々な個人情報を匿名加工すれば個人情報ではないということで、企業の申出があれば、その匿名加工した個人情報を企業に渡すことができるという条例になってしまったのですけれども、この匿名加工情報についてはどのような扱いになっているのかをお聞きしたいと思います。

○議長(牧野直樹君) 小林事務局長。

○事務局長(小林明君) ただいま参考資料としてお配りさせていただきましたものは、塩尻市が令和4年12月定例会に上程し議決されたときの議案、塩尻市個人情報の保護に関する法律施行条例、議案第7号を参考資料として配付をさせていただいております。

行政機関等匿名加工情報の提供制度につきましては、都道府県、政令市においては、法施行時からの対応が必要とされております。それ以外の自治体におきましては、任意とされております。本組合が準用する、塩尻市個人情報の保護に関する法律施行条例においては、個

個人情報の保護に関する法律第107条、こちらは匿名加工情報を定める法律の条文でございますが、これに基づく匿名加工情報提供に関する規定は条例の中では定められておりません。

塩尻市からは、全国的な動向や事業者からの要望の状況を踏まえながら、今後、実施の可能性について検討を行う方針であると伺っております。したがって、仮に、本組合の事業者から匿名加工情報の提供が求められた場合、提供することはございません。以上でございます。

○議長（牧野直樹君） 2番。

○2番（塩原孝子君） 説明いただきました。取りあえずは、匿名加工情報はつくらないということで確認ができました。この匿名加工情報をつくって外部提供できると、施設を利用されている方の情報が企業に利活用されるという可能性が出てきますので、そのあたりは、今後、慎重に検討していただきたいと思います。それでは、この議案については了解いたしました。

○議長（牧野直樹君） 発言の通告は以上ですが、ほかにありませんか。

———ないので、質疑を終わります。討論を行います。ありませんか。

———ないので、討論を終わります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野直樹君） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号、第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号から第5号までについては関連しておりますので、一括議題といたします。

事務局からの説明を求めます。小林事務局長。

○事務局長（小林明君） 議案関係資料6ページをお願いいたします。議案第3号から第5号は関連がございますので、一括して説明させていただきます。

提案理由は、地方公務員法の一部を改正する法律が令和5年4月1日から施行されることに伴い、条例を改正するものでございます。条例施行は令和5年4月1日からでございます。

概要等につきまして、議案ごとに御説明申し上げます。議案第3号 松塩筑木曾老人福祉施設組合職員の再任用に関する条例を廃止する条例について。2の概要に記載のとおり、定年前再任用短時間勤務制の導入に伴いまして、現行の再任用制度を廃止するものでございます。

7ページをお願いいたします。議案第4号 松塩筑木曾老人福祉施設組合職員の定年等に関する条例の全部を改正する条例について。2の概要ですが、塩尻市職員の定年等に関する

条例の規定を準用し、記載の3点を導入するものです。(1)として、現在60歳としている定年を2年ごとに1歳ずつ引き上げ、令和13年度に65歳とするものでございます。

(2)として、60歳を役職定年とし、非管理監督職に降任する管理監督職勤務上限年齢制を導入するものです。(3)として、60歳以降、本人の希望により一旦退職し、定年までの間、短時間勤務の職に就くことができる定年前再任用短時間勤務制を導入するものです。

3の新旧対照表ですが、8ページ、9ページを御覧ください。改正前の旧条例を削除し、改正後の内容は、塩尻市職員の定年等に関する条例を準用する内容となっております。

議案書の5ページ、議案第4号を御覧ください。中ほどから下になりますが、附則がございます。附則第1条、施行期日は令和5年4月1日からとなりますが、以下のただし書きの該当条文につきましては、施行期日が公布の日から施行するというところでございます。これは、改正地方公務員法に盛り込まれました情報提供・意思確認制度の実行に当たっては公布の日から施行するというところでございます。

その下、附則第2条、経過措置でございますが、議案第3号にて廃止される現行の再任用制度について、定年が65歳となる令和13年度までの間は、年金への接続の観点から経過措置として、退職後65歳まで暫定再任用としての職に対応できる措置を設けるものでございます。議案第4号の説明は以上です。

引き続きまして、議案関係資料にお戻りいただき、10ページをお願いいたします。議案第5号 松塩筑木曾老人福祉施設組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

2の概要ですが、(1)として、塩尻市一般職の職員の給与に関する条例の規定を準用し、職員が60歳に達した日後の最初の4月1日以降の給料月額を、その者に適用される給料表の職務の級及び号俸に応じた額に7割を乗じて得た額とするものです。(2)として、定年延長制度の導入に伴い、級別標準職務表を見直すものでございます。

3、条例の新旧対照表ですが、おめくりいただいた11ページをお願いいたします。改正前の第2条の中ほど、アンダーラインの読替え文につきましては、再任用職員に対する管理職特別勤務手当等への読替えになっており、管理監督職勤務上限年齢制を導入することから、同内容を削除するものでございます。

12ページ、13ページの表に加える専門幹につきましては、定年延長制度における60歳を役職定年として、非管理監督職に降任する管理監督職勤務上限年齢制により、職務級5級に新たな職務を加えるものでございます。

議案第3号から第5号の説明につきましては以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（牧野直樹君） 議案第3号から第5号までについて質疑を行います。議案第4号、第5号について発言の通告がありますので、発言を許します。

なお、通告の中で塩尻市の関連条例の提出を求めていますので、それを許可し、参考資料として、本日、配付をしております。

2番、塩原孝子さん。

○2番（塩原孝子君） それでは、まず議案第4号になりますけれども、松本市でも、地方公務員法の一部を改正する法律から、職員の定年に関する条例を改正するというので、12月議会でも議案が出されたところですよ。塩尻市ではどうなのか分からなかったの、条例を資料として提供を求めて、今日出していただきました。ありがとうございました。

今回、60歳の誕生日から以後の最初の4月1日までの間に管理監督職以外の職に異動させることとするもの、という部分がありまして、定年延長については反対するものではないのですけれども、今までの上司だった方が部下になるということが考えられますので、そのあたりの何か配慮をどうするのかということが、まず議案第4号についてお聞きしたいことです。

続けて、議案第5号もよろしいですか。

○議長（牧野直樹君） はい。

○2番（塩原孝子君） 続けて、議案第5号についてですけど、先ほど、新たに5級の級ができるということで、専門職の職務という説明があったのですけれども、この5級の方の給与はどうなるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（牧野直樹君） 小林事務局長。

○事務局長（小林明君） それでは、参考資料としてお配りしてございます塩尻市の定年等に関する条例の一部の書いてある資料が行っているかと思えます。両面6ページのものになります。左上に議案第5号と書かれたものです。

役職定年によって降任した方、部下と上司の逆転もあり得ると。その降任先の方についてはどのような配慮がされているか、そういう御質問でよろしいですか。

この条例の2ページを御覧ください。2ページの第7条、管理監督職勤務上限年齢が定められております。役職定年、年齢が60歳ということでございます。その下、第8条に、降任後の人事の考え方が定められております。それが、第8条の（2）、一番下です。できる限り上位の職制上の段階に属する職に降任をすること、というのが塩尻市で定める条例の内容になっておりまして、本組合でも準用するものでございます。

もう少し具体的に組合の内容を申し上げたいと思いますが、本組合では、この条例の趣旨から、降任の職には、原則、課長補佐級の職に就くことを人事計画の中で定めております。

管理職にはなり得ないので、当然、逆というのはやむを得ない、そういうことがあってもやむを得ないことですが、できるだけ最上位の職という趣旨から、管理職ではない一番上の職として課長補佐級の職を定めておりますので、そこに降任後の職として就くことを原則としているという内容でございます。

続いて、議案第5号、専門幹はどのような職かという御質問でよろしいでしょうか。

専門幹の職務職は、議案第4号の説明の中で触れましたが、役職定年後の降任の職の一つとしての職務職であります。職層は、非管理職の中では最上位になります課長補佐級でございます。専門幹は、60歳以上の高齢期職員の活躍を推進する取組として、国で示した考えに基づき、専門的な技術を生かしたスペシャリスト、専門職としての職務職になります。後輩への技術の伝承、人材育成を期待しての職務であります。

併せまして、正規職員の82%を占める技術専門職にとりまして、技師補、技師、主任技師、技師長という係長級までのキャリアパス、これは今まで定まっているものなのですが、その上に課長補佐級の専門幹を新設することで、技術専門職の課長級の職務職である指導官までのキャリアパスが明確になり、看護、介護、栄養士、機能訓練指導員といった技術専門職の皆さん、若手職員の皆さんの士気、モチベーションの高揚につながることを期待するものでございます。専門幹についての説明は以上でございます。

○議長（牧野直樹君） 2番。

○2番（塩原孝子君） 了解いたしました。

○議長（牧野直樹君） よろしいですか。発言の通告は以上ですが、ほかにありませんか。

17番。

○17番（下島里美君） 17番、木曾町の下島と申します。

今回の定年延長制度はなかなか複雑な仕組みになっておりまして、私自身も全部理解しているかというところではないので、確認の意味も込めて質問させていただきたいのですが、令和5年度から2年に1度ずつ定年を引き上げていって、65歳定年を目指していくという制度ですけれども、この組合の職員の数については、定年が延長されて、その年に退職する人が一時的に少なくなっていくということになると思うのですけれども、組合の目指している職員の定数というものは変更せず、ということよろしいでしょうか。

○議長（牧野直樹君） 小林事務局長。

○事務局長（小林明君） 議員おっしゃるとおり、2年に1度、1歳ずつ上がっていきますので、定年退職がない年が1年おきにやってくるということになります。私どもの職員の定数は363人でありまして、今現在、正規職員が三百人ちょっと超えたところでございますので、取りあえず定数については、現在の段階では特段考えてはおりません。以上ござい

ます。

○議長（牧野直樹君） 17番。

○17番（下島里美君） そういうことになりますと、役職定年を迎えた方が管理職ではないけれども、ある程度の地位で、各施設の運営のほうにも行かれるということなのですか。何が言いたいかといいますと、いつもこの議会で言われるのは人材不足のことなのですが、定年する人が一時期少し減る、今まで管理職だった方が現場近くのほうへ行く。そのときに、今後の新しい人の採用を減らすという影響が出たり、あと、各施設で働いている方の負荷がまた上がってしまうということになってはいけないと思うのですが、その辺については配慮はあるのでしょうか。

○議長（牧野直樹君） 小林事務局長。

○事務局長（小林明君） 今の組合の現状を申しますと、管理職になる次の方の役職が現課長補佐級、所長補佐級の方が対象になってこようかと思えます。既に、役職定年については、少し前から分かっていたことですので、そういったことをにらみながら、過去の人事において準備を進めております。以上でございます。

○17番（下島里美君） 分かりました。

○議長（牧野直樹君） ほかにございませんか。

———ないので、質疑を終わります。討論を行います。ありませんか。

———ないので、討論を終わります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野直樹君） 御異議なしと認めます。よって、議案第3号から第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号を議題といたします。

事務局からの説明を求めます。小林事務局長。

○事務局長（小林明君） それでは、議案関係資料14ページをお願いいたします。議案第6号 松塩筑木曾老人福祉施設組合長期継続契約とする契約を定める条例の一部を改正する条例について。

1、提案理由ですが、物価の高騰対策としての初期投資の負担軽減を目的に、長期継続契約の契約範囲を見直し、必要な改定をするものでございます。

概要ですが、長期継続契約の契約範囲に、新たに物品に関する事項を加えるものです。

条例の新旧対照表ですが、15ページを御覧いただきたいと思えます。第2条の契約の範囲に（6）を加え、国で認める範囲において、物品の長期リース契約を可能とするものです。

具体的には、令和5年度において、軽自動車のリースを予定しております。

議案第6号の説明につきましては以上です。よろしく願いいたします。

○議長（牧野直樹君） 議案第6号について質疑を行います。ありませんか。

—————ないので、質疑を終わります。討論を行います。ありませんか。

—————ないので、討論を終わります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野直樹君） 御異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号を議題といたします。

事務局からの説明を求めます。小林事務局長。

○事務局長（小林明君） それでは、議案第7号 財産の無償貸付けについて、議案関係資料16ページをお願いいたします。議案第7号 財産の無償貸付けについて御説明申し上げます。

1、提案理由ですが、特別養護老人ホーム桔梗荘に併設しています通所介護施設部分の建物を無償で貸し付けることについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものです。

2、概要ですが、現在、塩尻市社会福祉協議会に無償貸付けしています通所介護施設、旧ききょうの郷建物部分の貸与期間が令和5年3月31日をもちまして期間満了となります。引き続き、塩尻市社会福祉協議会が同施設の貸与を希望しておりますので、無償で貸し付けるものでございます。貸付期間は、令和5年4月1日から令和9年3月31日までの4年間で、貸付けの目的は、通所介護事業の用に供するためでございます。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（牧野直樹君） 議案第7号について質疑を行います。ありませんか。

—————ないので、質疑を終わります。討論を行います。ありませんか。

—————ないので、討論を終わります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野直樹君） 御異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号を議題といたします。

事務局から説明を求めます。小林事務局長。

○事務局長（小林明君） 議案第8号 令和5年度一般会計予算について御説明申し上げます。議案関係資料17ページをお願いいたします。

令和5年度当初予算は表に記載のとおり、予算総額を42億1,000万円で編成いたしました。前年度と比較し、1.6%、7,000万円の減額となっております。

1枚おめくりいただきまして20ページ、当初予算の概要について説明申し上げます。1の予算編成にあたっての1つ目の白丸でございますが、こちらでは、本組合の状況と課題についての記載をしております。1つ目の段落でございますとおり、コロナ禍における影響は避けられず、歳入の減少と歳出の増加、職員の業務負担、精神的負担の増大など、今後の組合経営に影響が懸念されているところでございます。

続く2つ目の段落では、恒常的な介護人材不足について、また、高齢者数の減少による利用率低迷について触れております。状況は厳しさを増しており、適正な施設の配置も視野に入れた組合経営の検討を進めているところでございます。

そのような状況の下で、令和5年度当初予算を編成いたしました。歳入歳出の大まかな内容については、2つ目、3つ目の白丸において触れさせていただいております。

まず、2つ目の白丸、歳入でございますが、施設介護事業については、見込利用率は令和4年度対比で減少しておりますが、ベースアップ等支援加算により、予算額は増加しております。一方、短期入所事業においては、見込利用者数の減少から利用率、予算額ともに減少しております。

続いて、3つ目の白丸、歳出についてです。施設の老朽化や入所者の高齢化などにより、財政需要は高まり続け、財政的な自由度は限定されております。そのような中で、令和5年度の予算につきまして、実施計画に基づく事業を再度検証した上で、必要な予算を計上いたしました。

続いて、21ページ、1つ目の白丸、収支見通しです。令和5年度は前年度と同様、財政調整基金の繰入れを前提としない予算編成としていますが、突発的な施設や設備の修繕等の対応もございまして、今後の動向を注視し、適切な予算管理に努めてまいります。

2つ目の白丸では、当初予算の基本的事項についての記載です。第五次基本計画実現に向けての取組について記載しております。

続いて、右側22ページ、2、予算の規模ですが、これ以降、金額につきましては万円単位の記載とさせていただきます。令和5年度当初予算は、予算規模42億1,000万円といたしまして、前年度対比7,000万円、1.6%の減となりました。

続きまして、3、予算の概要です。こちらでは、歳入歳出の主な内容について記載しております。まず、歳入におけるサービス収入ですが、全体といたしましては41億39万円

を見込んでおり、前年度対比2, 417万円の増となっております。

サービス収入の業務ごとの内容については、(1)歳入のア、サービス収入に記載してございます。まず、(ア)施設介護においては、見込利用率0.2ポイントの減ですが、ベアスアップ等支援加算により、予算計上額は38億5,250万円、前年度比3,138万円の増。(イ)短期入所では、見込利用率1.6ポイントの減で、予算計上額は2億4,789万円、前年度比721万円の減額となります。サービス全体の利用率は、その下にあります96.6%となり、前年度対比で0.5ポイントの減となります。

おめくりいただき、23ページをお願いいたします。サービス収入及び利用率のこれまでの推移をグラフ化し、お示ししたものとなります。

右側24ページ、イの繰入金ですが、財政調整基金からの繰入れを前提としない予算編成といたしましたので、退職手当への充当分として、退職手当基金からの2,538万円のみ計上してございます。

ウの組合債については、2,200万円の計上となります。令和5年度は、施設整備等事業費に対し借入れを予定しております。

エの諸収入については、平成25年に5施設に設置いたしました太陽光発電設備による売電収入に加え、デイサービスセンター施設の貸与により発生する光熱水費等の貸与先分担金が主なものであり、3,831万円を計上しております。

その下、オの事業収入ですが、喀たん吸引等研修の開催に伴うもので、令和5年度は今年度同様、1クールの開催を予定しております。

続いて、(2)歳出となります。アの人件費につきましては、退職手当を除き、27億9,157万円の計上となります。退職手当を除いた人件費の総額は、人事院勧告の差額及び外国人材の人件費により、前年度当初予算より2,157万円の増額となります。

イの投資的経費は、備品購入費や工事請負費がこれに該当しますが、5,465万円の計上となります。

ウの物件費でございます。主なもののみ記載してございますが、(ア)消耗品費及び医薬材料費については、施設ごと、入所見込者数により算出しており、感染症対策としての特別な計上は、当初予算ではしておりません。動向を注視しつつ、必要に応じた対応となります。予算計上額は8,255万円となります。

25ページをお願いいたします。(イ)委託料は、3億2,318万円の計上となります。給食調理業務委託に係る経費が主なものとなります。給食調理につきましては、全10施設中9施設で完全調理品を利用した食事提供を前提とし、業務委託を予定しております。また、令和5年度から実施する外国人材の受入事業及び民間会社からの人材派遣事業に関わる委託

料を計上しております。

記載はございませんが、物件費中電気使用料金ですが、燃料費調整額の増額に伴い、前年度と比較し、約6,300万円の増額を見込んでおります。

エ、公債費ですが、岡田の里用地購入費等の起債償還が令和4年度に終了し、前年度より582万円の減となっております。

右側26ページから28ページまでは、第五次基本計画の3つの基本方針に沿った形で、該当する代表的な事業の概略と、予算計上があるものについては、その事業費を掲載しております。

26ページの信頼されるサービスの提供におきましては、ア、サービスの充実、(ア) 重度かする介護ニーズへの対応といたしまして、主な備品購入について、その下、(イ) 施設における快適な生活環境の創出では、施設や設備の改修等について掲げてございます。

おめくりいただきまして、27ページ、イの職員の資質向上では、職員研修に係るもの、ウ、安全・衛生管理の充実についての事業では、防災設備改修や面会用陰圧ブースについて、それぞれ掲載をいたしました。

その下、将来の介護不安に応えられる組合経営では、(ア) 人材の確保といたしまして、広報PR戦略事業と外国人材受入事業及び民間派遣人材受入事業を掲載いたしました。(イ)の職員の負担軽減については、介護リフトの更新を計上しております。

続きまして、28ページ、大きく変化する地域社会への貢献では、変化に対応した組合事業の展開として、インフラ長寿命化計画の個別計画策定事業を掲載しております。

おめくりいただいた29ページから31ページでは、令和4年度との比較を表にしたものでございます。歳出の比較表のうち、30ページの性質別の表を御覧ください。表の中ほど、その他の経費の下、物件費でございますが、前年度比較で8,500万円余の増となっております。このうち、約6,300万円が電気料金の高騰によるものでございます。下から3段目の積立金ですが、職員退職手当基金積立金が主なものです。近年は、基金への積立率を給与総額の8%以上として予算計上してまいりましたが、電気料金高騰の影響を受け、令和5年度は3%として計上しております。

続く32ページ以降は、先ほど御説明いたしました予算内容の款ごとの説明となります。歳入が32ページから34ページ、サービス収入の施設ごと集計を35ページから36ページでお示ししてございます。歳出については、37ページから42ページで施設ごとに内容をお示ししてございます。なお、各施設費、人件費の項目にございます職員数につきましては、正規職員及び会計年度任用職員のうち、準職員、第1種、第2種任用職員についての職員数となり、時間給である組合臨時職員数については省略させていただいております。

43ページをお願いいたします。7、基金の状況でございます。基金については、表の一番上、財政調整基金及び、下から2行目の施設改築基金につきましては、繰入れを予定していないことから、年度末における見込残高は、令和4年度末時点と比較し、運用利子分の微増となります。職員退職手当基金につきましては、退職手当の充当額として2,538万円を取り崩し、令和5年度末残高見込は3億9,005万円を予定しております。

その下、8の組合債の状況です。令和4年度末における組合債現在高見込は、令和3年度より組合負担分、市町村負担分ともに減額となっております。また、令和5年度については、2,200万円の借入れを予定しております。

別冊にてお配りしておりますオレンジの冊子、令和5年度一般会計予算書を御覧いただきたいと思っております。予算書の56ページをお開きください。附表1、給与費明細書となっておりますが、当初予算積算時の職員数につきまして確認をさせていただきたいと思っております。56ページにつきましては、特別職ということをごさいます、左の区分にごさいます、長等の表記ですが、正副管理者、理事の15名分の内容でごさいます。その下の議員につきましては、24名の組合議員の皆様の給与費等でごさいます。その下のその他の特別職につきましては、各施設の嘱託医師、また、職員50人以上の施設においてお願いしている産業医の関係、監査委員、公平委員の関係で、それぞれの人数を合計いたしまして69人を見込ませていただきました。以上、特別職の概要でごさいます。

右側57ページにつきましては、一般職員関係の総括表となっております。総括の職員数420人は、正規職員315人と月給制会計年度任用職員105人の合計です。このほか、各施設で組合臨時職員として登録させていただいております時間給の職員が200人ほどおります。このようなスタッフで、令和5年度の予算執行をしまいたいと考えております。

議案第8号についての説明は以上です。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（牧野直樹君） 議案第8号について質疑を行います。議案第8号について発言の通告がありますので、発言を許します。

2番、塩原孝子さん。

○2番（塩原孝子君） それでは、お願いいたします。議案関係資料の29ページの歳入のところなのですが、組合の会計の中では、サービス収入が歳入の中のほとんどを占めているということは分かるのですが、令和4年度は95.2%のサービス収入、令和5年度は97.4%ということで、サービス収入比率が上がっています。その根拠を教えてください、先ほど説明があった中で、ベースアップ等支援加算の追加というのがありますので、それとの関係もあるのか、よく分からないのですが、そのベースアップ等支援加算というの、令和5年度はどれくらい見込まれているのかということ。

それと、通告はしていない内容ですけれども、こちらの一般会計予算書の正式なものの中の6ページのところに、自己負担金収入というのがありまして、これは施設を利用されている方のそれぞれの利用者から自己負担金を頂いているということだと思っておりますけれども、現在、負担割合が1割、2割、3割といろいろな方がいらっしゃると思っておりますけれども、前年度よりもこの自己負担金を高く見積もっているのです。なので、この根拠と、1割負担、2割負担、3割負担の方がどれくらいいらっしゃるのか、教えていただきたいと思っております。組合としては、セーフティネットの役割を果たしていただいていると思っておりますけれども、そのあたり教えてください。

○議長（牧野直樹君） 小林事務局長。

○事務局長（小林明君） 何点かございましたので、一つひとつ確認をしながらお答えさせていただきます。

まず、29ページの1のサービス収入の構成比が2.2ポイント上がっている理由。こちらは、先ほど少し触れましたが、サービス収入としては令和4年度と比べて、予算上では2,417万円、0.6%の増でございます。こちらの構成比が前年度と比較して2.2ポイント増えている理由につきましては、2款の分担金及び負担金、また、6款の繰入金、9款の組合債におきまして、令和4年度を大きく下回っております。したがって、おのずからサービス収入の占める割合が大きくなっている、そういったことを原因とするものでございます。

それから、ベースアップ等支援加算をどのくらい見込んでいるか。おおむね4,500万円でございます。

それと、自己負担金が上がっている理由でよろしいですか。これは、見込利用率は下がっているのですが、先ほど申し上げましたベースアップ等支援加算等により、全体の収入を多く見込んでおりますので、それに伴う自己負担金の増という形になります。

あと、負担割合、1割、2割、3割。すみません、少し前の資料で恐縮です。令和3年度の実績から申し上げますと、人数で申し上げます。2割負担の方が、長期、短期合わせて30人。それから、3割負担の方が、長期、短期合わせて19人といった実績で、ほかの皆さんは1割と。全体で950人おりますので、900人余の方が1割という形になります。令和4年度はまだ出しておりませんが、令和3年度の傾向で申し訳ございませんが、参考とさせていただければと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（牧野直樹君） 2番。

○2番（塩原孝子君） ありがとうございます。1割負担の方が本当に多いということが分かりましたので、組合はセーフティネットの役割を果たしていただいていると思っております。

あと、ベースアップ等支援加算のことなのですからけれども、ベースアップ等支援加算がこの自己負担金と連動するという解釈でよろしいですか。

○議長（牧野直樹君） 小林事務局長。

○事務局長（小林明君） そのとおりでございます。

○議長（牧野直樹君） よろしいですか。ほかにありませんか。1番。

○1番（上條一正君） 通告してありませんが。議案関係資料の37ページ、一般事務費の委託料の介護業務委託料と派遣紹介手数料の内訳、どういうところかという内容を教えてください。

○議長（牧野直樹君） 小林事務局長。

○事務局長（小林明君） 先に人材派遣の委託料から申し上げます。手持ちの資料からいきますと、こちらの人材派遣の手数料の予算が306万円計上しておりますが、これはあくまでも手数料でございます。この民間派遣会社からの人材派遣事業としての予算総額は568万円を見込んでおります。内訳としては、看護職員が1名、それから介護職員が3名、いずれも2か月を予定した内容となっております。手数料306万円のほかに、委託料として262万円予算措置をしております。合わせて、この民間からの派遣に係るものが568万円という事業の内容でございます。上の介護事業と合わせたのが568万円になります。

○議長（牧野直樹君） 1番。

○1番（上條一正君） ありがとうございます。今の御説明の中で、介護業務委託料262万円ですが、これは手数料のほうの306万円は看護師と介護士のいわゆる人件費相当額で、262万円は派遣業者に対する手数料、業者にお支払いする額ですか。

○議長（牧野直樹君） 小林事務局長。

○事務局長（小林明君） 財政係長から答弁申し上げます。

○財政係長（中野雅年君） 財政係長の中野と申します。私から、この介護人材の関係の手数料について御説明させていただきます。

まず、手数料につきましては、先ほど事務局長が申したとおりのものでございまして、介護業務委託料に関しましても、全て1つの業者、委託派遣会社に手数料分、それと人件費の関係で介護業務委託料のお金を委託会社にお支払いをして、その委託会社から、各派遣された職員に給料等の支払いが行われるようになります。

○議長（牧野直樹君） よろしいですか。ほかにありませんか。17番。

○17番（下島里美君） 通告してない中、こういう質問、全般的な話になってしまうかもしれないのですが、資料の26ページに主な事業内容として挙げていただいている中で、各

施設に様々な予算が配分されているということで見えておりますが、この編成をする根拠となったものは各施設からの要望、そういうことがベースになっているのでしょうか。

○議長（牧野直樹君） 小林事務局長。

○事務局長（小林明君） 基本は、各施設から上がってきた予算をヒアリングいたしまして、予算づけしたものが内容となっております。その大もととして、11月議会で御説明申し上げました実施計画に書かれているものがベースになって、そこから予算が生まれていると、そういった概要でございます。

○議長（牧野直樹君） 17番。

○17番（下島里美君） 分かりました。実施計画についてですけれども、昨年、組合の10施設のうち6、7施設について、民間委託だと思っておりますが、精緻にハード面について調査していただいた結果があると思うのです。これはぜひ生かしていただきたいと思っております。特に危険度の高い部分、赤いところがありますよね、ああいうところについてもぜひ進めていただきたいというのがあります。施設の在り方について検討されている中で、維持のためにも費用を抑えていかなければいけないということで、財政上、とても厳しいということは承知しているのですけれども、利用者がいる限りは、環境を整えていくということについてはとても大事だと思うので、その辺が実施計画に入っているのかということを確認させてください。

○議長（牧野直樹君） 小林事務局長。

○事務局長（小林明君） 6施設は既にインフラ長寿命化計画が終了しておりますが、28ページになりますけれども、その6施設に含まれていないサンライフおみ、やまびこの里、サニーヒルきそ、こちらにつきまして、同じ調査を令和5年度に行います。それから、残る1つは四賀福寿荘ですが、四賀福寿荘につきましては、基本設計が既に終わっていますので、その段階で、ある程度の内容はもう既に把握されております。したがって、今回、予算措置した3施設を含めると、組合の10施設全てについて、インフラ、要は基盤となる部分についての危険度といいますか劣化度というか、そういったものを掌握しながらの計画となります。

併せて、今、再編についての協議が進んでいますが、そういったものと並行していくこととなりますので、来年度末には、このインフラ長寿命化計画の個別計画、この個別というのは施設ごという意味ですが、そういったものを策定していきたいと考えております。

○議長（牧野直樹君） よろしいですか。ほかにごございますか。

—————ないので、質疑を終わります。討論を行います。ありませんか。

—————ないので、討論を終わります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野直樹君） 御異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号を議題といたします。

事務局からの説明を求めます。小林事務局長。

○事務局長（小林明君） 議案第9号 令和4年度一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。議案関係資料44ページをお願いいたします。補正前の額43億9,000万円に対し、500万円を追加し、補正後の額を43億9,500万円とするものです。

2枚おめくりいただきまして、47ページを御覧ください。こちらの表では、今回の補正予算につきまして、款ごと、目的別に数値でお示ししたものでございます。1の歳入では、1款のサービス収入で減額補正を、6款の繰入金と8款の諸収入で増額補正を行います。2の歳出では、2款の総務費で増額補正を、3款の民生費で減額補正を行い、歳入歳出ごと、それぞれ合計し、補正額の合計で500万円の増額補正となります。

48ページを御覧ください。今回の主な補正の内容を、こちらのページで御説明させていただきます。まず、今回の編成方針でございますが、1の編成方針の（1）から（3）記載の3つになります。1つ目といたしまして、歳入についてとなりますが、見込利用者数の変更及び加算の追加に伴うサービス収入について補正をしてございます。方針2つ目といたしまして、人件費について第1号補正後の再算定を行ったものと、退職者の増に伴う退職手当の見直しについて対応をいたしました。3つ目に、施設の維持管理に必要で、緊急を要する修繕等の経費となります。以上、3つの経費を対象とし、編成してございます。

それでは、主な内容につきまして、下の表で御説明申し上げます。まず、表の左側、歳入、1款のサービス収入でございますが、サービス収入及び見込利用率につきましては、それぞれ事業ごとにお示ししてございます。上段、（1）施設介護につきましては、見込利用率0.8%の減により、歳入額は、保険給付費、自己負担金、利用料合わせて1,250万円の減額。中段の（2）短期入所につきましては、見込利用率が2.5%の減、歳入額は634万円の減額となっております。なお、昨年10月以降、ベースアップ等支援加算が追加され、サービス収入全体で2,282万円を増額補正しております。

その下、6款の繰入金は、職員の退職に伴い支給いたします退職手当に充当する基金への繰入れとなり、退職者の増に伴う補正でございます。

8款の諸収入は、貸与しているデイサービス施設4施設のうち1施設の利用料について、

貸与先事業所の稼働実態に合わせ調整した結果、増額するものでございます。

おめくりいただいた49ページ、50ページ。こちらは、ただいま御説明いたしました歳入500万円の増額補正についての款別の詳細内訳となっております。

おめくりいただいた51ページから52ページでは、サービス収入につきまして、施設ごとに補正前、補正後の比較を一覧にまとめたものでございます。歳入についての説明は以上です。

48ページにお戻りいただきたいと思えます。表の右側、歳出になります。2款の総務費の人件費2,248万円の増額は、退職予定者増による退職手当の増額分が2,184万円と、ほとんどを占めるものとなります。

続いて、その下の3款民生費です。まず、人件費については、一般職員分、会計年度任用職員分を合わせて4,924万円を減額いたします。数字からは見えませんが、月給制会計年度任用職員の不足を、組合臨時職員の雇用で賄う形は継続されております。

次に、2つ目の白丸、報償費ですが、施設内行事の中止による減額でございます。

その下の白丸、需用費のうち、最初の黒ポツ、介護用消耗品費と3つ目の黒ポツ、医薬材料費については、感染症対応に係る増額です。その上の黒ポツ、光熱水費ですが、灯油価格の高騰によるものと、電気料金の燃料費調整額の増加によるもの。一番下の黒ポツ、修繕料については、設備の故障により増額するものでございます。

2つ下の白丸、委託料については、感染症対応による廃棄物の増量に伴う収集委託料の増額でございます。

その下の白丸、工事請負費ですが、桔梗荘浴室改修に伴うエアコン及び介護リフトの更新による増額が主な理由です。

次の白丸、備品購入費については、契約差金による減額です。

ページ飛びまして、53ページを御覧ください。こちらでは、歳出の補正につきまして款別の詳細内訳となっております。以下、55ページまで、民生費の内訳として施設ごとの明細を計上しております。

続きまして、最終56ページをお願いいたします。基金の状況でございます。下の合計欄を御覧ください。表の右側、令和4年度末現在高見込額ですが、退職予定者の増加により、職員退職手当基金から8,523万円を取り崩すため、基金全体では、令和3年度末残高との比較で6,621万円余の増額となる予定でございます。

以上、歳入歳出ともに500万円を追加するという内容でございます。一般会計補正予算(第2号)の説明につきましては以上でございます。御審議のほど、よろしく願いたします。

○議長（牧野直樹君） 議案第9号について質疑を行います。ありませんか。

———ないので、質疑を終わります。討論を行います。ありませんか。

———ないので、討論を終わります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野直樹君） 御異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第4 報告案件の説明

○議長（牧野直樹君） 日程第4 報告案件に対する説明を求めることにいたします。

管理者の専決処分事項の指定に係る報告について、事務局の説明を求めます。小林事務局長。

○事務局長（小林明君） それでは、管理者の専決処分事項の指定に係る報告について御説明申し上げます。別冊2枚つづりの報告書を御覧いただきたいと思います。おめくりいただき、1ページをお願いいたします。損害賠償の額の決定につきまして、地方自治法の規定に基づき専決処分を行いましたので、その内容につきまして御報告申し上げます。一番下の白丸、介護事故に係る専決処分といたしまして7件でございます。

内容につきましては、右側2ページを御覧ください。介護事故7件の内訳は、人身事故が4件、物損事故が3件です。全て職員の過失が認められるもので、発生場所、発生日、専決日及び損害賠償額は表の中ほどに記載のとおりでございます。また、損害賠償額については、いずれも本組合が加盟しております介護保険・社会福祉事業者総合保険からの保険金を財源としてお支払いをしております。事故の概要につきましては、表の右側に記載しております。番号順に御説明申し上げます。

1番ですが、岡田の里、居室で起きた介護事故です。概要ですが、夕食後、職員が利用者の入れ歯がないことに気づき、誤飲の可能性があるため受診。お見舞金をお支払いいたしました。なお、紛失した入れ歯は後日、発見されました。

2番ですが、やまびこの里、居室で起きた介護事故です。概要ですが、職員が利用者を車椅子からベッドへ移動する前に、利用者の服についた汚れをきれいにしようとして、その場を離れてしまい、利用者が車椅子から転落し、額に裂傷等を負わせ受診。お見舞金をお支払

いいいたしました。

3番目ですが、桔梗荘、居室で起きた介護事故です。概要は、職員が利用者を車椅子からベッドへ移乗支援した際、利用者が立ち上がった後に車椅子を後ろに引いたところ、尻餅をつき、右大腿骨頸部骨折を負わせ受診したもので、お見舞金をお支払いいたしました。

4番ですが、四賀福寿荘、居室で起きた介護事故です。概要は利用者が右膝の痛みを訴え、受診の結果、骨折しており、8日間の入院となったものです。利用者は膝関節に拘縮があり、移乗支援や体位交換時、排泄支援時に負荷をかけてしまったことが原因と判断し、入院見舞金として4万円をお支払いしました。

No. 5からNo. 7は職員の過失により、利用者の所有物を破損し、修理、弁償に至ったものでございます。No. 5は補聴器の修理代金として1,000円を、No. 6がクッションの購入代金として2,178円、No. 7がDVDの購入代金として4,180円をお支払いいたしました。

管理者の専決処分事項の指定に係る報告についての説明は、以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（牧野直樹君） 質疑を行います。ありませんか。

—————ないので、質疑を終わります。

—————以上により報告を受けたこととして処理をいたします。

以上をもって、本定例会の日程は全て終了いたしました。

次に、管理者より挨拶をお願いいたします。百瀬管理者。

○管理者（百瀬敬君） 閉会のご挨拶の前に、年度末の3月31日までは少し、間があるわけですが、本年度の組合議会は本日が最後となりますので、私から定年退職職員を御紹介申し上げます。

本組合の常任参事であります塩尻市百瀬公章健康福祉事業部長、本組合の参事であります松本市平林恭子健康福祉部長、本組合の参事であります木曾郡町村会外戸賢治事務局長、塩尻市から派遣の本組合小林明事務局長、本組合事務局の深澤博北部エリアマネージャー、本組合事務局管理課荒川美江子指導幹、以上の6名が定年あるいは任期満了で退職を迎えられます。それぞれ挨拶をいただければと思いますので、お願いたします。

○常任参事（百瀬公章君） 常任参事を務めさせていただきました塩尻市健康福祉事業部長百瀬と思います。2年間、お世話になりましたけれど、大変ありがとうございました。

○参事（平林恭子君） 同じく参事を務めさせていただきました松本市健康福祉部長の平林恭子でございます。2年間、本当にありがとうございました。

○参事（外戸賢治君） 御紹介を受けました木曾郡町村会事務局長の外戸賢治と申します。

この3月を持ちまして、任期付き職員期限を終えて退職となります。当組合では参事として5年間、大変お世話になりました。どうもありがとうございました。

○事務局長（小林明君） 本組合事務局長の小林明です。昭和56年4月に塩尻市の職員として入庁以来、多くの先輩職員、後輩職員、地域の皆様に支えられての42年間でございました。本組合には総務課長時代と合わせ、通算で6年間お世話になりました。高齢者福祉の最前線でお仕事をさせていただき、多くの皆様に感謝の思いでいっぱいでございます。大変お世話になりました。ありがとうございました。

○北部エリアマネージャー（深澤博君） 北部エリアマネージャーの深澤です。組合に入職しまして36年間、福祉事業を通しまして、いろいろな経験をさせていただきました。本当にお世話になりました。

○管理課指導幹（荒川美江子君） 御紹介いただきました管理課指導幹、総合相談担当係長を務めさせていただきました荒川美江子と申します。組合の看護師として31年間、皆様に支えていただき、務めてまいることができました。高齢者医療に携わらせていただき、たくさんのお話を学ぶことができました。お世話になりました。ありがとうございました。

○議長（牧野直樹君） 百瀬管理者。

○管理者（百瀬敬君） 皆様方、長い間、お疲れさまでした。また、ありがとうございました。

それでは閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。本日は何かと御多用のところ、慎重審議をいただき、誠にありがとうございました。また、構成する市町村におきましては、4月、統一地方選挙が行われるところもあろうかと思えます。勇退される議員の皆様には、長年の御労苦に対しまして感謝と敬意を表します。本当にありがとうございます。また、挑戦される議員の皆様方におかれましては、必勝を御祈念申し上げますとともに、また、本組合の活動に御理解、御協力を賜りたく、どうぞよろしくお願い申し上げます。コロナ禍の中、まだまだ寒い日も続きますが、議員各位におかれましては、御健勝、御活躍を御祈念申し上げます。お礼の挨拶といたします。本日は誠にありがとうございました。

○議長（牧野直樹君） これをもちまして、2月定例会を閉会といたします。誠にお疲れさまでした。

午後3時12分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和5年2月13日

松塩筑木曾老人福祉施設組合

議 長 牧 野 直 樹

議 員 上 條 美智子

議 員 峯 村 賢 治

松塩筑木曾老人福祉施設組合
令和5年2月 議員全員協議会

午後3時20分開会

○議長（牧野直樹君） ただいまから議員全員協議会を開催いたします。

それでは、お手元の協議事項に従いまして進めてまいります。

議員全員協議会協議事項

1 「組合施設のあり方に関する指針」策定について

○議長（牧野直樹君） 協議事項1、「組合施設のあり方に関する指針」策定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。小林事務局長。

○事務局長（小林明君） それでは、1の「組合施設のあり方に関する指針」策定について。こちらは昨年11月の議員全員協議会后、再編対象とした四賀福寿荘と木曾郡3施設について、所在市町村や嘱託医師をはじめ、医師会や関係機関等を訪問し、御意見、御指導を賜ってまいりました。また、組合議員の皆様からお心配りをいただき、貴重な御意見や御指導をいただいております。ありがとうございます。本日はその結果を踏まえ、現状分析の結果をまとめましたので、現時点での考察について説明をさせていただきます。説明につきましては、磯村施設再構築担当参事から御説明申し上げます。

○議長（牧野直樹君） 磯村施設再構築担当参事。

○施設再構築担当参事（磯村政範君） 施設再構築担当参事の磯村です。よろしくお願いたします。

まず、資料の御確認をお願いいたします。資料をクリップで留めてございますが、剥がしていただいたほうが見やすいかと思っております。A3サイズの折り込みをしてあります概要版と黄色い資料の考察、そして資料編の3部構成になっております。基本的にA3折り込みの概要版を使って説明いたしますのでよろしくお願いたします。

この考察は、その目的として、持続可能な地域や組合を取り巻く諸課題の実情に即したセーフティネットの構築を推し進めることとし、その観点として利用需要、職員体制、施設の老朽化、財政推計の4つの視点で行いました。

紙面の左側を御覧いただきたいと思っております。I、利用需要からの視点による考察結果について説明をいたします。考察結果としては、組合地域全体的な利用需要は増加しても、組合施設における入所待機者は減少するという結果になりました。

1、利用経過と令和5年度から令和9年度までの利用需要と入所待機者の予測人数について

て説明をいたします。(1)のグラフは利用申込者の経緯になります。平成27年度の制度改正による特別養護老人ホームの入所要件の厳格化により申込者は大きく減少し、その後、松本市を中心に増加傾向にありました。(2)のグラフは入所した者のグラフです。平成28年度は、年間201人入所受入れをしましたが、増加し続けており、令和3年度では、340人の入所受入れを行いました。(3)の下段の左のグラフは、人口推計から地域全体の特別養護老人ホームに対する入所者数の予測になります。これは、平成28年度の高齢社会白書の介護保険サービスの利用状況を算定根拠にして、特別養護老人ホームの利用確率を組合管内の各市町村の人口推計に乗じて求めたもので、高齢人口が増加する市部において、特別養護老人ホームの利用者は増加するといった予測になっています。一方、(4)の右のグラフは、組合施設の利用実態から予測できる組合施設における施設入所待機者の予測数です。この特徴としては、入所待機者数が減少していく予測となっています。左右のグラフにおいて、特別養護老人ホームの入所者数が増えるのに、入所待機者は減少するといった、一見矛盾する結果となっております。

なぜそのような結果になるかについては、2、施設入所申込者に対する入所完了した者の地域別割合を御覧いただきたいと思います。これは、平成28年度と令和3年度で年度内の施設入所申込者に対して、同年度に入所を完了した人数の割合を示したものです。グラフ右側が組合全体の統計ですが、平成28年度では、青い棒グラフで示したように、その年度の申込者に対して34%程度の入所割合だったものが、令和3年度のオレンジ色の棒グラフでは59%と、およそ2倍近い割合で入所できています。特に木曾南地域では、平成28年度には、その年度の申込者に対して37%程度の入所割合であったものが、令和3年度では80%と、非常に高い割合で入所できている結果となっております。

3、待機者の経過と予測を御覧いただきたいと思います。人口推計では特別養護老人ホームの利用者数は増えてますが、現状では、施設入所の申込者の人数より入所する方の人数のほうが多いため、入所待機者数は減少傾向にあるという予測になります。

さらに具体的な施設利用状況につきましては、資料編をお出しいただきたいと思います。資料編、おめくりいただきまして、2ページを御覧いただきたいと思います。(2)入所した者の人数ですけれども、入所した者の人数は増加し続けております。木曾郡内では、令和3年から30床の定員削減を行ってきました。木曾南地域でも、平成28年が22人の入所受入れに対して、令和4年度では47人の入所受入れとなっております。(3)待機者人数の経過を御覧いただきたいと思います。全ての地域で入所待機者数が減少し続けていくさまを見ていただくことができます。

3ページの下段、(4)待機者の内訳を御覧いただきたいと思います。この表は令和4年11月末の待機者の状況になりますがけれども、入所待機者として登録されている441人に対して、すぐに入所を希望しない方が278人と、全体の63%に上ります。結

果として、実質的な待機者は138人、年間に受入れする人数が、令和3年度で339人と増加傾向にあり、1月の入所判定で25人となっておりますので、入所待機者数はおよそ半年に満たないくらい的人数であると言えます。入所待機者が多いというイメージがありますが、実態としては、このまま新規の入所申込者数が増えなければ、入所待機者が不足してしまうという状況になります。

概要版にお戻りいただきたいと思います。紙面左下の説明に記載いたしましたけれども、こうした入所待機者の減少傾向は、厚労省の調査でも平成31年度と令和4年度の比較で、入所待機者は13.5%減少したとの結果が報告されております。この傾向については、平成27年度の特別養護老人ホームの入所要件の厳格化により、入所者の多くが重度化したことが影響しているのではないかと分析しております。こうした状況により、組合地域全体の特別養護老人ホームを利用する方が増加しますが、その増加見込み人数より実際に入所を完了される方のほうが多いと見込めるため、当面の間は入所待機者が減少するとの考察結果になりました。

紙面右側を御覧いただきたいと思います。職員体制の視点による考察結果について説明いたします。考察結果としては、定員変更により2年間体制が維持できる見込みになるということです。

1、直接処遇職員1人に対する利用者の人数として、表の左側に定員を変更しなかった場合と右側に定員を変更した場合で、直接処遇職員1人に対する利用者の人数が変化していくさまをお示ししました。表の施設名の横に、配置基準として3対1、岡田の里では2対1と記載してありますが、例えば3対1というのは、その施設で利用者3人に対して直接処遇職員を1人以上配置しなければならないという国の基準を示したものになります。施設定員を変更しなかった場合を御覧いただきますと、令和9年度には3施設で職員の配置基準が満たせなくなり、該当する施設が存続できなくなるという予測になります。また、施設定員を変更した場合でも、令和11年度には3施設で基準を満たせなくなってしまい、やはり該当する施設は事業が存続できなくなるという予測になります。

下の2には、直接処遇職員の配置予測を平成4年度と令和11年度の予測で比較したものを提示しています。表の左下に職種ごとに雇用形態別の減少割合を示したグラフをお示ししてありますが、説明に記載しましたように、直接処遇職員のうち133人、31.5%の減少が予測されます。また、高齢化に伴う職員の減少も3割を超えており、サービス提供の軸を担う職員が減少していくと予測されます。

この職員の高齢化の状況についてですが、資料編にお戻りいただきたいと思います。資料編の14ページをおめくりいただきたいと思います。60歳以上の職員が、合計でそれぞれ57人、55人、55人になり、75歳以上の職員も18人と、全部で185人と、全職員の32%、約3分の1の職員が高齢職員になっています。こうした年齢構成下で若手職員の

不足による高齢職員の業務負荷の増加などが生じたり、高齢を理由に退職するようなことが起きてまいりますと、同世代の高齢職員の退職に波及するリスクがはらんでいると思っております。

概要版を御覧ください。説明にお伝えしましたが、今回の定員変更による職員体制の確保は、しなかった場合と比較して、2年間職員体制を維持できるための対策にしかならないものとなっております。

概要版裏面を御覧いただきたいと思います。Ⅲ、施設の老朽化の視点からの考察になります。1は各施設の建物の経過年数を一覧にしたものです。現時点では、国の定める建築物環境衛生管理基準や特別養護老人ホームの設置及び運営に関する基準に違反するようなことは、組合の全施設で生じておりませんが、四賀福寿荘は今年度耐用年数を迎え、木曾あすなろ荘は令和6年度に耐用年数を迎えます。また、令和12年度から令和21年度までの間に、7施設が耐用年数を経過してしまうことになります。さらに、一番新しい岡田の里の耐用年数が過ぎるのは令和26年度となりますが、人口推計に基づく組合管内の特別養護老人ホームの利用需要のピークが令和27年度、2045年と予測されていることから、これら施設に関する維持管理とその在り方についての十分な議論を積み重ねていく必要があると考えております。

2は、各施設の特徴について要約したものです。四賀福寿荘や木曾あすなろ荘といった、昭和の基準で建てられた施設は、措置施設としての色合いが強い時代で、寝たきり老人は文字どおり寝ている老人であり、認知症を抱える老人は精神病院に入院されることが多い時代でした。平成に入ると、政府から、寝たきり老人ゼロ運動が推奨されました。こうした取組がなされた介護保険制度以前の設計は、寝たきり老人つくらないといった発想です。施設の設計においても、利用者が自分のベッド周りを車椅子等で動ける広さが求められました。廊下の広さも利用者が往来するのに支障のない広さが求められ、居室のづくりも個室や2人部屋、4人部屋とバリエーションが増えました。介護保険制度以降の設計は、なじみの関係の中で暮らせる環境づくりといった発想です。介護保険制度が始まる頃になると、新型の特別養護老人ホームが主流になりました。全室個室で10人単位のユニットでの暮らしを形成し、なじみの関係の中で暮らすことを目指した施設環境になります。職員の配置基準も利用者2人に対して直接処遇職員1人の配置とし、そのユニットのリーダーになる職員は、専門の研修を受講することが義務づけられるなど、それまでの介護施設の発想とは大きく変わりました。

3は、これまでの大規模改修工事等に要した費用について、1,000万円以上のものを抽出したものです。大規模改修といっても、施設の設備の更新や部分的な生活環境の改善にとどまり、建物自体の長寿命化には必ずしもつながっていないと言えます。

紙面中央を御覧いただきたいと思います。Ⅳ、財政推計についてです。結論といたしまし

ては、定員減少による歳入の減少より、職員の減少による人件費の減少のほうが大きいということになりました。1は、定員を変更しなかった場合（A）として、利用者の定員変更もしないし職員も減らないという場合の財政推計なっています。2は、定員を変更した場合（B）として、利用需要の変化と職員の減少する状況に基づいて、施設定員を変更した場合の財政推計です。3は、その比較をした表になります。この推計には、大規模改修や改築に係る金額は推計に含めず、財政調整基金の額から、その減少を予測するよう計算しました。ただし、現状では、財政調整基金のうち約13億円は組合の運転資金となっており、常時確保しておかなければならない最低限の額となりますので、大規模改修や改築など、令和12年度から10年間の間に耐用年数を迎える7施設に対して充てられる財政規模は小さなものになっております。また、令和10年度までの比較となっていますのは、令和11年度は定員数を減らしても職員体制が維持できないためです。財政推計の内容から見れば、組合職員の20%近くを占める50代正規職員の昇給停止が生じるほか、23%を占める65歳以上の職員の減少により人件費が下がる見込みであることから、この推計期間においては黒字になると見込まれるため、定員変更による経営的な問題は回避できるものと予測しております。

紙面の右側を御覧いただきたいと思います。考察のまとめとなります。これまでの考察を含め、各施設の状況を一覧にしてあります。赤い色づけをしてあるところは、それぞれ10施設の中で一番深刻な数値を、黄色い色づけをしてあるところは2番目に深刻な数値を示しています。利用需要の観点からは、入所定員に対する待機者数をお示しました。令和3年度末の時点で入所待機者は499人ですが、待機者としてお示した数値は、申込者が複数の施設を選択していますので、それぞれの施設でカウントしたものとなります。

サンライフおみでは、110人の定員に対して待機者が86名と比較的少ないですが、松本平の施設では多くの施設が複数選択されているのに対して、サンライフおみはその立地から、選択から漏れるために数字が少ないと分析しております。木曾あすなる荘については、62人の定員に対して86人の待機者ということになっております。しかし、木曾郡、木曾圏域全体の申込者数が103人であり、そのうち約75%の方が2施設以上を選択されていることから、入所に結びつく実際の待機者数は申込者数の3分の1程度ではないかと予測され、他施設との比較でも、入所していただける方が少なくなっていると言えます。

職員体制の観点からは、職員の高齢化の状況を示すために、直接処遇職員の平均年齢を一覧にしました。一番高齢化が進んでいるのがサンライフおみで57.5歳、次がやまびこの里で55歳になります。この背景には、職員不足に対して、職員相互のつながりから、OB職員を頼んだりすることが、その施設で何年にもわたって起きていたことが挙げられます。

施設の老朽化の観点では、介護施設の耐用年数が39年ですが、四賀福寿荘は建設から39年、今年度で耐用年数が終わり、木曾あすなる荘は37年、耐用年数が2年後に迫って

います。古い施設では、改修工事の投資的効果が得られにくい状況もございます。

財政推計の視点からは、各施設の今年度の利用率を一覧にしています。新型コロナの集団感染対策により利用率が下がっている施設を除けば、木曾あすなろ荘は利用率が90.6%と低い数値となっており、経営効率が悪くなっております。

下段には、考察の結論として、第9期介護保険事業計画期間中の定員数の案をお示しさせていただきますいております。職員の減少に対して、比較的新しい施設の職員体制を確保し、セーフティネットを構築することを目指して、耐用年数が経過した四賀福寿荘と、老朽化と利用需要の低下が見られる木曾あすなろ荘の定員を減らして、職員をほかの施設へ分散して配置することを、その手段として選択したいと思っております。この対応により、令和5年度に策定する組合施設の在り方の指針と、この指針に基づく令和7年度の組合第六次基本計画策定において組合施設の在り方を明らかにしていくために、構成市町村や関係機関と連携して議論を深めていく時間を確保していきたいと考えております。

具体的な予定としては、お示ししました定員案について、本日御協議いただいた結果を基に、さらに関係の皆様と検討を重ね、令和5年度8月に開催予定となっております臨時会後の議員全員協議会を設置しておりますので、お伺いしたいと考えております。また、その間にも、令和5年11月に提示させていただく予定の組合施設の在り方に関する指針の内容についても御意見や御指導を頂きながら、よりよい指針づくりに向けて議論を深めてまいりたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で、組合施設の在り方に関する考察の説明を終わります。ありがとうございました。

○議長（牧野直樹君） ただいま説明がありました。御質問等ありますか。15番。

○15番（森茂雄君） 15番、森茂雄と申します。よろしくお願いいたします。

そうしましたら、質問を3点、お伺いしたいと思います。質問につきましては、考察の目的、考察の視点、これに基づいての質問でございます。資料は組合施設の在り方に関する指針の12ページのところです。このウのところ、組合員体制が令和10年度まで確保できる見込みとなると、こういった文章の中で、要するに職員数が整わなければ施設運営に支障が出ると。具体的には令和10年度、ここが境ということ。ここで質問したいのは、まず職員の体制の話と、そのほか財政の話、そして利用需要の話、老朽化の話など、もちろんあるのですけれども、つまり、このところで書いている組合の職員体制が計画どおり整わなかった場合、平成11年度以降は施設の運営が続けられないと、こういった趣旨の文章でよろしいのかという質問でございます。よろしくお願い致します。

○議長（牧野直樹君） 磯村施設再構築担当参事。

○施設再構築担当参事（磯村政範君） 磯村です。よろしくお願い致します。

職員体制が整わなければ、施設を運営できなくなるということなのかという御質問ですが、そのとおりで、基準を満たさない施設はそのまま運営することができませんので、

介護施設の経営ができなくなるということになります。

○議長（牧野直樹君） 15番。

○15番（森茂雄君） 続きまして、2点目の質問です。同資料の16ページです。3、総括（1）利用需要について書かれています。ここでは、利用需要のシミュレーションとしては、まず1つ、過去の利用実績に基づいた入所者数の推計、もう1つが人口割合に基づいた施設利用者数の需要想定と、このように私は解釈していきまして、いずれにしても、前者と後方で利用需要の見通しが全く別の答えになると書いています。この資料のまとめ方としては、利用需要については悲観的、要するに下向きの仕様で想定して、こちらの資料をお作りになったという理解をしておりますけれども、そのような解釈でよろしいでしょうかというのが質問です。

○議長（牧野直樹君） 磯村施設再構築担当参事。

○施設再構築担当参事（磯村政範君） 考察の表現が全く別のものになるというような表現をしたので分かりにくかった部分もあろうかと思えます。実際に、今後、特別養護老人ホームを利用するであろう人は高齢人口の増加とともに増えていく。一方で、先ほど説明の中で申し上げましたように、入所する方のペースが非常に早くなってきているものですから、待機者は増えていかないという、相反する結果になっているという説明でございました。利用する人自体は増えていくのですが、利用する人が増えるよりも施設に入所する人のほうが増えるので、結果として待機者は減るという説明をさせていただきました。答えになっていきますでしょうか。

○議長（牧野直樹君） 15番。

○15番（森茂雄君） 利用需要については、より精度の高い方法でお示ししていると理解しました。いずれにしましても、利用需要、職員体制、施設の老朽化と財政という話があって、この4つが整わなければ施設の運営はもちろん継続できない。その境が令和10年度と資料に書かれています。

次に、老朽化のお話なのですけれども、いわゆる経年40年がイコール老朽化、イコール大規模改修と、そういった形に資料は見受けられたのですけれども、一方では、40年に満たなくても改修が必要な施設もありますでしょうし、40年を経過したから必ず大規模改修が必要かという、必ずしもそうではないと思う中で、先ほどの定例会の資料の中にありましたように、老朽化した施設の躯体、配管、建物設備の状況を正確に把握していくと、こう書いてありますので、そのとおりに診断されていくことになろうかと思えます。

ここで質問したいのは、まず入所者というのは高齢者の方ですから、当然、相応のハンディキャップを持たれている方。住環境という意味合いで言いますと、例えば高齢者福祉施設の環境衛生に関わる基準、こういったものが示されていると聞いています。具体的には建築物環境衛生管理基準というのが一般的ではありますが、その高齢者施設について、

どのような基準で、一方では施設10か所、この基準を全てクリアしているのか、住環境という面で、そこについて質問させていただきます。

○議長（牧野直樹君） 磯村施設再構築担当参事。

○施設再構築担当参事（磯村政範君） 高齢者福祉施設の環境衛生に関するものにつきましては、具体的には厚労省のほうで、特別養護老人ホーム設置運営に関する基準の中で施設の環境について細かく決まっております、これに基づき管理運営しております。結果としまして、確認しましたところ、全てその基準についてはクリアできている状況でございます。

○議長（牧野直樹君） 15番。

○15番（森茂雄君） 以上3点、質問させていただきました。ありがとうございます。

○議長（牧野直樹君） ほかにありますか。16番。

○16番（伊藤寿子君） 16番、伊藤です。木曾あすなろ荘については、前回もいろいろな質問や意見を言わせていただきましたが、その後、より具体的になったということで、事務局の方々に来ていただいて、南木曾町役場で説明をしていただきました。ただいま磯村管理課長が言われていたような説明を受けました。木曾あすなろ荘については、本当に限界が近づいているというようなことで、大変ショックを受けているのですけれども、その後、議員懇談会を開きまして、議員の方々からもいろいろな質問を受けましたので、通告どおりに一つ一つ言わせていただきます。

まず、説明では、木曾あすなろ荘について段階的に人数を減らし、令和8年度には定員数29名と極端に少なくなるわけですが、この人数でないと、今後、木曾あすなろ荘の存続は難しいということなのかということが1つ。

それと、人数が減った場合の建物についてですが、改修する必要も出てくると思うのですが、組合の考え方はどのようなものかということです。老朽化した浄化槽、受水槽についても伺いたいと思います。

それと、なんてんの里に集約すればということは、木曾郡で1つになればということだと思うのですが、組合としては一番いい方法だと思いますが、南木曾町議会としては、人数が少なくなっても、ぜひとも木曾あすなろ荘を残していただきたい。それでセーフティネットとしての役割を、ぜひ引き続き果たしていただきたいという思いで、全員一致しております。今、町とも協議しておりますが、町も議会も何とか存続していただくという方向でお願いしたい、検討していただきたいということでもあります。それについては、今後の協議もしっかりさせていただきますようお願いしたいということです。

それと最後に、職員については、できる限り地元の方々の異動がないように何とかお願いできないかということなのです。以上、質問させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（牧野直樹君） 小林事務局長。

○事務局長（小林明君） まず1点目、計画で案として示した令和8年度29人という、極端に少なくなる、これしかないのかという御質問でございます。再編の御相談を申し上げたそもそもの原因が、職員の確保が非常に困難になっております。施設の運営ができなくなってしまう、突然セーフティネットが張れなくなってしまう、そういった組織は絶対回避しなければいけないということから端を発しております。したがって、介護人材を集約してセーフティネットを張る、そういったことを柱に計画案を立てております。この29人という数字でございますが、これは地域密着型特養の定員数を用いたものでございまして、経営効率の面から一つの基準となります。介護報酬の単位が少し高いところがありまして、基準とさせていただきます。したがって、この定員数を提案させていただいた、そのような経過でございます。8月に予定しております臨時議会後の議員全員協議会に向けて、本日の内容について、また御意見等賜われればと考えております。

また、木曾あすなろ荘の改修について、老朽化した浄化槽、受水槽についての内容の御質問でございます。現在、認知棟のせせらぎ棟についての浄化槽、こちらは不適切となっております。現在は認知棟自体を使用していない状況でございます。受水槽については、いろいろと不具合がありますが、隣の社会福祉協議会とも共有をしておりますので、町と一緒に整備しつつ使用しているところでございます。これらの設備が不適合となると、また施設自体が使えなくなってしまう、こういったことにつながってまいりますので、管理方法や使用方法について、在り方の指針に従って検討してまいりたいと考えております。

あと、なんてんの里集約というお話が出ましたが、まだそういった方針は具体案としては出ていないですが、そのような形としては、木曾郡のちょうど真ん中でもありますし、横に木曾病院もあるというような環境から、いいのではないかといいお考えもあろうかと思えますし、セーフティネットとして引き続き木曾あすなろ荘の役割を果たしていく、そういう南木曾町の議員の皆様の思いを語っていただいておりますが、そうした地元の皆様のそういった思いに対しまして、本当に感謝を申し上げる次第でございます。

今後の在り方につきましては、11月に組合のあり方に関する指針を作成いたします。また、翌年度、令和6年度になりますが、令和7年度から第六次基本計画の10年間の策定のための1年になりますので、そういった引き続き継続協議をさせていただく中で、検討を重ねてまいりたいと思っております。職員の確保が大変な状況というのは変わらない中で、また1年1年施設の老朽化が進んでいく中で、地域のニーズといったものと、様々な角度から検討してまいりたいと考えております。

あと、木曾あすなろ荘の職員の、要するに地元の方の異動がないようにという御質問です。私も組合の場合、本当に地域的な偏在から、今までは南の木曾あすなろ荘を運営するために、北から、塩尻のほうから南へ職員を送っていくと、そのような傾向でございました。今、段階的に、木曾あすなろ荘の定員が減っております。それに従って職員数も減っていきます

ので、中津川市も含めて地元の職員の割合が高くなっていると、そういった現状になってまいりますし、今後もそういった傾向が強まっていくと思われまます。職員の異動については、意向などを確認しながら行ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（牧野直樹君） よろしいですか。16番。

○16番（伊藤寿子君） ありがとうございます。ぜひとも、今後、決まる前に協議していただきたいと、町も議会も全面的に協力いたしますので、どうか御検討いただきますように、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（牧野直樹君） ほかにございますか。よろしいですか。2番。

○2番（塩原孝子君） それでは、松本ですので四賀福寿荘についてお聞きしたいと思います。段階的に定員を減らしていくという方針なのですが、現在は120名の定員、令和6年は70人、令和7年は40人、令和8年度は29人ということで、4分の1に減っていくということになります。松本市の議員向けに説明いただいたときには、自然減少というか、死亡退所される方がこれぐらい人数はいるだろうということなのなのですが、今までの死亡退所の人数を見て、この数字が出ているのか、そのあたり教えていただきたいと思ひます。

○議長（牧野直樹君） 小林事務局長。

○事務局長（小林明君） 傾向性としては、そのとおりでございます。11月に決算議会がございましたが、そこに空床の状況を示す資料、今日はございませんが、そのところにお亡くなりになられて退所に至った実績が残っております。先ほども説明がありましたが、平成27年の入所要件厳格化から、年々、死亡退所の数がどんどん増えていくというのが実績として出ております。特に四賀福寿荘については120人という大きな施設でございますので、そういったことも踏まえながらの定員数削減についてのたたき台といひますか、案を提出させていただいた根拠の1つになっております。

○議長（牧野直樹君） よろしいですか。2番。

○2番（塩原孝子君） それでは、平成27年度から施設の入所の基準が厳格化して、基本は介護3以上でないと入所できないということになってはいるのですが、県外、いろいろな自治体がありますので、厳格化しているところもあれば、もう少し緩いところもござひます。認知症で介護2の方、または高齢者虐待の世帯など、特例措置というのがありますので、松塩筑木曾としてはセーフティネットの役割を果たす組合ですので、厳格化ではなく、なるべくお困りの方は待機者として拾ってほしいと思ひます。

それから、先ほどの議会でも提示がありましたけれども、1割負担の方が約9割入所しているということだったと思うのですが、そういう意味でも、この組合の果たす役割としてはセーフティネットの役割があると思うのですが、潜在的な入所待機者という方ももっ

といるのではないかと思います。そのあたりをどのようにお考えか。介護2で認知症の方とか、高齢者虐待の世帯とか、どのような形で入所させていただいているのかをお聞きします。

○議長（牧野直樹君） 磯村施設再構築担当参事。

○施設再構築担当参事（磯村政範君） セーフティネットとして、どのように機能しているかという御質問かと思いますが、毎年、組合管内の地域包括支援センター等へそういった相談、または利用需要の問題があれば、ぜひ私どものほうに連絡をくださいということをお願いをして調査しているところでございます。そういった中で、虐待だとか、潜在的な施設利用人数については、一件一件というわけにはいかないの、各市町村にございます包括支援センターのほうで把握しているという前提での取組にはなっておりますけれども、そこへ働きかけることで連携を強化していきたいと考えております。

○議長（牧野直樹君） よろしいですか。2番。

○2番（塩原孝子君） もっと潜在的な待機者が私はいらぬのではないかと考えております。年金も本当に年々削られてきていまして、今まで有料老人ホームとかサービス付き高齢者住宅に入っていた方も、そこにいられなくなってしまうというような現状も出てきていますので、そのあたり、予測のところをもう少し慎重にやっていただきたいと思っておりますし、また、四賀の地域の方からの御意見というのは、何か伺っていることがありましたらお願いします。

○議長（牧野直樹君） 磯村施設再構築担当参事。

○施設再構築担当参事（磯村政範君） 待機者の把握、調査につきましては、積極的に関係のところ意見聴取をするなどして進めていきたいと思っております。

それから、四賀福寿荘の定員減について地域の方ということにつきましては、まずは、今、こういった定員変更案について議会で御審議いただいているところでございますので、そういった検討経過を踏まえて、また、議会や理事会等で具体的なことが決まっていないう中で、勝手にどう思うという話を持っていってしまうと、話だけ独り歩きしてしまってもいけないので、そうやって議論を踏まえた上で進めていきたいと考えております。

○議長（牧野直樹君） ほかにありませんか。15番。

○15番（森茂雄君） 15番、森茂雄です。先ほどは、松塩筑全体の観点で質問させていただきました。1年でも長く持続可能させる施設運営をと。次は、木曾という地域に限ってお話ししますと、先ほど、質問の中の回答で、施設の従業員の方の確保が喫緊の課題だというお話がありました。一方では、定例部会の資料に外国人材の受入れを実施すると、強化すると書かれています。今、全国で大体外国人の労働者数が170万人ぐらいでしょうか。介護に関わる方も随分おられます。特段、日本人だから、外国人だからというよりは、非常に厳しい制度をクリアして、そういった職務に就いておられまして。木曾地域というのは、言ってみれば人口が非常に減少していると。一方では、そういった介護職員という人材を必要としている。そういった中で、こちらの組合会議資料にありますように、外国人の積極的

な受入れ、ここについてうまく連携していけないものかと。一方では、そういうお考えが特に回答の中にありませんでしたし、説明でもなかったのですが、そのあたり、どのようにお考えかをお聞きします。

○議長（牧野直樹君） 小林事務局長。

○事務局長（小林明君） 外国人の受入れについての現状でございますが、令和5年4月1日から2名、ミャンマーの外国人、20代の女性を採用する予定であります。初めての試みでございますので、組合としては、この1年間をかけて、予定施設は塩尻市の桔梗荘ですが、どのように受けていったらいいのか、派遣いただくところの登録支援機関と連携を取りながらZ o o mで研修を重ねてまいりました。今は、実際に来ていただいてからどのように、実際に戦力となるまでの間、目標としては半年かけて夜勤ができる職員に育てようという目標を立てて、今現在、計画段階であります。それを検証した上で、これなら行けるといような内容であれば、どうしても1年様子を見ないといけないので、令和7年度から計画的に採用していけるようなことを考えております。ただ、職員の不足を外国人の採用で賄えるかという点、人数の減少が激しすぎて、賄いきれるものではありません。先ほどの人材派遣会社もそうなのですが、予算的なものもありまして、そう何人も派遣を受けるという予算措置もできないのですが、そういったことも一つの素材としながら、人材確保の一つの手段としていきたいと、そのように考えております。

○議長（牧野直樹君） 15番。

○15番（森茂雄君） 15番です。とにかく、この施設組合では初めての試みという、そういったことは分かりました。一方では、例えば近くには名古屋市とか、そういったことはかなり日常的に。外国人就労制度というのは、そもそも国の制度なので、それに基づいてキャリアを積んでこられるわけですから、その点、名古屋市とは言いませぬけれども、ベンチマークをしていただいて、人口増と今の介護人材確保をうまくマッチングさせるような、そういった取組をぜひ積極的にやっていただきたいと思っております。以上です。

○議長（牧野直樹君） ほかにありませんか。1番。

○1番（上條一正君） 1番の上條でございます。今日の御説明は指針策定に向けた考察ということなのですが、今後のことではっきりさせていただきたい点があるのですが、今年の7月の協議会に向けて、この定員削減のことを7月までに決めると、そういう予定でいいのかということと、その後の11月には何を決めていこうと、そういう予定でいるのか、その2点をお願いします。

○議長（牧野直樹君） 小林事務局長。

○事務局長（小林明君） 来年度は、第9期介護保険事業計画策定期の前年に当たりまして、いわゆる策定期になるものですから、それを踏まえて、令和6年度から令和8年度までの再編計画の一つとしての、その期間の人員を決めていきたい。また、これを決めていかないと、

各保険者の皆様で決定する第9期の計画に支障が出てまいりますので、本日お示しさせていただいた案をたたき台に御意見を頂きながら、また引き続き協議を重ねながら、後ほど予定で申し上げますが、8月に臨時会を予定しておりますけれども、ここではある程度、合意に至るような計画、第9期期間の3か年を御協議させていただきたいと思っております。また、11月につきましては、先ほど向こう10年の第六次基本計画のお話をさせていただきましたけれども、先ほど言ったように、令和10年、令和11年といったところが、今のままでまた引き続き厳しい状況にあるということも踏まえながら、どのようにしていったらいいのかということを中心にお示しをしていくということを中心計画の柱としていきたいと思っております。まだ抽象的な表現しかできませんが、そのような考えでございます。

○議長（牧野直樹君） 1番。

○1番（上條一正君） 御答弁ありがとうございます。分かりました。理解しました。その上で、定員減の部分は第9期介護保険事業計画に向けてのことなので、言葉は悪いですが、取りあえずの策で、組合の施設の全体の在り方というのは、その先を見据えて取り組んでいただくということになるのでしょうか、11月に私、新管理者から、この在り方の指針策定に向けてどうのお考えかということをお伺いしたときに、痛みも伴うというお言葉を頂いて、まさに痛みというのはどういう部分かということを含めて、こう考えていただきたいという中で、組合の在り方としての、これは意見ですから聞いておいていただければと思っているのですが、セーフティネットというのは何を基準にするのかという、そういう議論をしっかりと示していただきたいということです。それで、そういう視点に立つと、施設運営に対して、構成団体として、公費の負担ということは今までないようです。施設の改修だとか建設だとかという部分はあるのですが、運営そのものに対しての公費負担というのは全くない。そういう視点を持つのか持たないのかということ。それから、人材不足が一番のネックにあるとするのであれば、なぜ人材不足なのかという部分の分析も含めながら、人件費を大幅にアップするような待遇をとということも含めながら、財政指標において、施設の改修費を全然見込んでいない現在の推計なので、そういうことも含めた視点での検討をやっていただくように要望をして、意見とさせていただきます。以上です。

○議長（牧野直樹君） ほかにありませんか。よろしいですか。

———ないので、説明を受け承した事として処理をいたします。

○議長（牧野直樹君） 小林事務局長。

○事務局長（小林明君） 1点、お願いいたします。昨年11月より、組合施設の在り方につきまして御協議をいただいているところでございます。今後、うわさ話とか、誤った情報が伝わるといったことがあってはなりませんので、再編の対象施設として継続御協議をいただいている2施設の利用者、また御家族、引受人の皆様には、再編に向けての協議が開催されている旨、丁寧な説明を文書にてお知らせしたいと考えております。併せて、協議の内容

につきまして、主観が入ってはいけませんので、事前にお配りしました、昨年11月から開始になっておりますので、組合議会議員全員協議会の議事録を組合ホームページ上で、できれば今月下旬あたりから公開をしてみたいと思っております。このことにつきまして、議員の皆様にご了承をいただきたくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（牧野直樹君） 今、事務局長から説明がありました。議事録をホームページに載せて誤解のないようにしていきたいという、そういう発言の旨だと思いますけれど、そのことについて何か意見はありますか。載せてもよろしいですか。

—————そういう結論になりましたので、よろしく申し上げます。

2 令和5年度松塩筑木曾老人福祉施設組合予定表について

○議長（牧野直樹君） それでは、協議事項の2、令和5年度松塩筑木曾老人福祉施設組合予定表についてを議題といたします。小林事務局長。

○事務局長（小林明君） この議員全員協議会と書かれた表紙の裏を御覧いただきたいと思っております。来年度の組合議会等の予定でございます。大変申し訳ございません。1か所訂正をお願いいたします。上から3段目の7月20日組合議会運営委員会となっておりますが、来年は臨時会の年で、臨時会の中で議会運営委員会の皆さんが議長から指名をして決まりますので、7月20日はございません。訂正抹消をよろしく申し上げます。

それでは、議会についてのみの御説明をさせていただきます。まず、臨時会の予定ですが、8月3日木曜日を予定しております。それから、11月の決算議会ですが、11月1日が議会運営委員会、11月20日は定例会、それから予算議会となります2月でございますが、2月7日が議会運営委員会、それから2月16日が定例会と予定しております。よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（牧野直樹君） ただいま説明がありましたが、御質問等ありますか。よろしいですか。

—————ないようですので、説明を受け承した事として処理をいたします。

3 その他

○議長（牧野直樹君） 協議事項3、その他についてを議題といたします。その他について皆さん何かございますか。よろしいですか。

—————特にないようですので、以上で議員全員協議会を終了といたします。誠に御苦勞さまでした。

午後4時20分 閉会

